

平成20年第1回福島町議会定例会の提出案件は、議案19件及び諮問、同意が各1件の、計21件です。

議案につきましては、一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の平成20年度予算案を中心に、その執行に伴う条例措置などの関連案件と、平成19年度の補正予算となっております。

平成20年度の町政を執行するにあたり、ここに基本方針を述べるものであります。

平成20年3月11日

福島町長 村 田 駿

# 平成20年度町政執行方針

平成20年第1回福島町議会定例会にあたり、町政執行に関する所信と基本方針を申し述べます。

私が、昨年1月20日「みんなに見える・みんなの参加による町民が主人公の町づくり」を基本理念に、福島町長に再任させていただいてから1年が経過いたしました。この間、町民の方々のご理解とご協力を賜りながら、町政を執行することができましたことに対し、心から感謝とお礼を申し上げます。

今後も、町民の皆様との協働による「自主・自立」の町づくりに向け、町民の負託と期待に応えるべく、誠心誠意行政に取り組んでまいります。

昨今、地方を取り巻く環境は、都市と地方の地域間格差の拡大が指摘され、地方交付税の削減、長びく景気の低迷による公共事業の削減と減少などにより、地方財政は益々厳しい状況に置かれております。特に、昨年暮れから今年にかけての原油価格の高騰は、寒冷地に住む私共の家計直撃はもとより、当町の基幹産業である漁業と水産加工業に対し、大きく影響を及ぼしているところであります。

私は、このような状況の中で、当町が抱える地域課題を把握しながら、就任直後の町政執行方針で申し上げた、最重要課題として取り組むべき5つの項目について、福島町総合開発計画や自立プランに沿い、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

そのために行政は、説明責任をしっかりと果たし、町民の皆様との意見交換や情報の共有化を図ることが重要であると考え、昨年10月から11月にかけて、町づくり基本条例の制定経過や後期高齢者医療制度などに関する「町民説明会」を開催し、地域の皆様との意見交換を実施してまいりました。

今後も、町の重要施策や事務事業の進め方などの決定経過について、機会を捉えて町民の皆様へ情報提供してまいりたいと考えております。

具体的な施策につきましては、就任後の町議会定例会で申し上げました「活力ある水産業の推進」・「安全・安心、そして災害に強い町づくり」・「町づくり基本条例の制定」・「子ども達を育む教育環境の整備」・「自然を生かした体験型観光施策の推進」の5つの重点項目の実現に向けて町政運営を進めるとともに、町民一人ひとりが夢と希望をもって暮らせる町づくりを目指し、町政を担う町長として、山積する課題に取り組んでまいります。

以下、具体的な諸施策等について基本方針を申し上げます。

## 《財政の動向・自主財源の確保》

### 1 財政の動向について

国では、引き続き基本方針「2006」に沿って歳出の抑制に努めることとしておりますが、「地方と都市の共生」の考え方の下、地方税の偏在是正により生じる財源を活用し、地方の自主的・主体的な活性化施策を講じることを予算の編成方針としております。

このことから、地方財政計画規模全体では、前年度対比で0.3%の増と6年ぶりに増額となっており、とりわけ地方交付税においては「がんばる地方応援プログラム」を継続するとともに、財政の厳しい地方に交付される「地方再生対策費」が創設され、出口ベースで1.3%の増となっております。

また、地方再生対策費として当町に交付される額は、6,000万円の予定となっておりますが、一方では、財源不足を補う臨時財政対策債においては減額が見込まれていることから、財政は依然として厳しい状況にあります。

当町の本年度の予算編成は、自立プランに基づき歳出の抑制に努めるとともに、第4次福島町総合開発計画との整合性を図りながら編成しておりますが、総体的にはプランにおける財政推計よりも、さらに圧縮が図られ、一般会計の予算総額は、前年度より1億7,153万1千円(5.5%)減の29億3,640万9千円となっております。

地方交付税においては、「頑張る地方応援プログラム」及び「地域再生対策費」分の交付額を見込んで16億8,975万6千円と前年度予算対比では、1億2,958万1千円の増となり、歳入全体の57.5%を占めております。

町税においては、昨年度から税源移譲されたものの所得の落ち込み等で、前年度対比で496万3千円減の4億4,251万2千円、臨時財政対策債では、前年度対比で1,250万円減の1億1,950万円を見込んでおりますが、なおも財源に不足が生じますので、その対策として、財政調整基金費から1億円を繰り入れることとしております。

なお、今後の補正予算の財源としては、地方交付税の財源を一部保留し、対応してまいります。

### 2 的確な税源確保と収納率向上対策について

当町における経済状態は、回復基調にあった前浜漁も燃油の高騰などにより所得増にはつながっておらず、業種全体としては、さらに厳しい状況が続いております。

とりわけ地方分権の推進によって、昨年度から実施されました国から地方への税源移譲が、所得の落ち込み等により町税の増収には結びついていないのが現状であり、さらに、町民個々の所得の減少なども影響し、前年度と比較して、徴収率も低下が見込まれる状況にあります。

このため、財政運営において貴重な自主財源確保に向け、職員一丸となつての徴収体制の強化を図るとともに、恒常的な滞納者には厳正な対処姿勢で臨んでまいります。

また一方では、徴収事務を委託しております渡島・檜山地方税滞納整理機構を最大限活用しながら、収納率の向上と滞納額の圧縮に努めてまいります。

## 《総合的な施策の推進》

### 1 町づくり基本条例の検討について

まちづくり基本条例の策定に向け、一般公募や各種団体からの推薦による20名の町民検討委員により、条例のあり方に関する提言を行うべく、鋭意、会議において協議・検討が重ねられているところでございます。

また、広く町民に「まちづくり基本条例」に対する理解を深めていただけるよう、アドバイザーによる講演会の開催や提言書の素案がまとまった段階での町民への情報提供なども計画しながら、議会とも協議のうえ、本年度内の条例提案に向けて検討を進めてまいります。

### 2 総合開発計画について

まちづくりの基本であります第4次福島町総合開発計画は、「豊かな自然、たくましい産業、快適で心なごむ町ふくしま」を目標として「福島町自立プラン」との整合性を図りながらローリングを行う等、厳しい財政状況下にはありますが、各種施策の実現を図ってまいります。

### 3 自立プランの検証とふるさと応援基金事業の募集について

福島町自立プラン推進委員会では、自立プランによる各種対策が形骸化することのないようコスト削減効果などの検証を進めるとともに、昨年度は財政推計についても見直しを行ったところであり、その結果、最終年度となる平成21年度では計画当初の赤字が解消される見込みとなっております。

しかし、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されていることなどから、財政の健全化に向けて自立プランの確実な実施とその検証が、今後も必要と考えております。

ふるさと応援基金については、引き続き、北海道福島会などの機会を捉えながら趣旨説明を行い、協力を呼びかけるとともに、寄付金で実施する「ふるさとづくり事業」につきましても、広く町民から募集して行うべく、広報紙等を通して周知をしてまいります。

## 4 空き家バンク制度について

過疎化の進行に伴い、町内各地で空き家が増えつつあることから、空き家を所有する方の賃貸や売却を希望する物件を募集し、空き家に関する情報を当町への移住を希望する方に提供することで、空き家が有効に活用されることを目的とした制度要綱を2月に設けたところであります。

こうした制度の活用が積極的に図られ、定住の促進や地域の活性化、防災上の不安解消等にも繋がることを期待するとともに、北海道の設置する「北の大地への移住情報」に登録するため、庁内にワンストップ窓口の体制を整備してまいります。

## 5 機構再編の推進について

平成17年4月1日にグループ制を施行してから3年間の経過はいたしましたが、その間、自立プランに基づく職員数の縮減や地方分権の大きな流れのなかで、限られた人材による柔軟かつ効率的な行財政運営を図ることが必要不可欠となっている状況にあります。

こうしたことから、本年度は、現在のグループ制をさらに検証しながら、より合理的な組織・機構の体制を図るべく、現機構の見直し検討を進めてまいります。

## 《産業の振興》

### 1 水産業の振興について

水産業を取り巻く環境は、燃油の高騰等により大変厳しい状況にあり、引き続き、基幹産業である水産業の安定的発展のため「福島地区マリンビジョン」を基にした「つくり育てる管理型漁業」の推進を図るため、漁業協同組合をはじめとした各関係機関と連携し、各種対策に取り組んでまいります。

昨年度、漁業協同組合で行った「ウニの塩水パック」事業については、本年度から漁業協同組合においてウニの安定供給確保のため、漁港内海底面を活用した「ウニの蓄養試験事業」に取り組むこととなりましたので、関係機関とともに支援してまいります。

マグロ等の鮮魚価格向上の検討、ガゴメ昆布の養殖試験、イトウの飼育試験については、本年度も引き続き実施するとともに、昨年度、産卵期調査を終えたナマコについても、漁業協同組合と試験研究機関の協力を得て今年度から天然採苗試験を実施してまいります。

また、新たにマツモの養殖試験を漁業協同組合青年部が中心となって取り組むこととしているところから、その支援に努めてまいります。

福島漁港の利用促進については、本年度も鉄道運輸機構によるレールの搬入や福島町森林組合によるスギ材の搬出が行われる計画であり、住民周知を図りながら安全対策に万全を期して利用促進に努めてまいります。

本年度の漁港の整備事業は、福島漁港新港地区の西波除堤延長改良・護岸改良、東副防波堤の整備、福島漁港海岸環境整備事業については、緑地広場整備が予定されております。また、海岸線の越波防止対策につきましても、さらに関係機関に強く要望するとともに、引き続き各地区船揚場の整備・維持管理に努めてまいります。

サケ・マスふ化場整備事業につきましては、漁業協同組合とともに関係機関に要望してまいりましたが、建設に向けた実施設計等が本年度行われる予定となっております。

## 2 水産加工業の振興について

水産加工業については、町経済に与える影響も大きく町の重要な基幹産業ではありますが、燃油の高騰等で依然として厳しい経営環境が続いております。

こうした中、町民の貴重な就労の場を確保するため、昨年度実施したスルメブランド化事業や漁業協同組合と連携した養殖昆布の製品・製造・販売促進に向けた取り組みについて、引き続き、福島町水産加工振興協議会とともに積極的に対応してまいります。

## 3 農業の振興について

昨年のお米収穫量は、7月中旬の低温と日照不足で収穫量が平年より下回ったところでありました。また、福島町農業協同組合が昨年からお米試験栽培に取り組んでおります古代米（黒米）についても、低温障害で予想収穫量を下回り2俵の収穫量となりました。

当町の専業農家は、1戸あたりの耕作面積が小規模で農業経営は依然として厳しい状況にあることから、本年は、お米生産農家の経営安定を図るため、古代米（黒米）の試験栽培面積を3倍（3反）に拡大し、農業改良普及センター等の協力を得ながら、試験栽培と併せて黒米を材料とした食品開発（麺類・菓子類・漬物等）の支援に努めてまいります。

健康野菜「ヤーコン」は、農村生活改善グループが中心となって栽培し、調理方法の研究や農産物で作る漬物製造に取り組んでいることから、引き続き農業改良普及センターの指導を仰ぎながら支援に努めてまいります。

また、千軒そば生産会においては、千軒そばの知名度も高まり、消費量も順調に伸びて物産展などへの出展依頼も多くなっていることから、引き続き、生産・販売の拡大支援を図るとともに、地産地消をキャッチフレーズとして、安心・安全な地元農水産物を町民に販売している朝市実行委員会に対しましても、さらに充実した事業内容となるよう支援をしております。

## 4 林業の振興について

町有林につきましては、適切な管理による多面的な機能維持に向けて、枝打・除間伐を主体とした保育管理を行うとともに、間伐材の利用を推進しております。

民有林は、木材産業の景気状況は依然として厳しい現状にありますが、造林・下刈・枝打・除間伐の促進に向け、福島町森林組合などと連携を取りながら、森林所有者の費用負担軽減のための公費造林制度の推進を図るとともに、本年度も「町民一人一本植樹」をスローガンに、福島町森づくり協議会主催の植樹祭を開催し、町民の森づくりへの関心を高めてまいります。

椎茸栽培については、価格の低迷が続いている中であって、生産者は高い品質の椎茸生産に取り組むなど生産額の増大に向けて努力をしており、本年度も原木確保と生産及び地元内外での販売支援を図っております。

予防治山事業は、日の出地区と日向地区の落石・雪崩防止対策等が継続して行われる計画となっております。

## 5 商工観光等の振興について

商工業の中小企業者を取り巻く環境は、最近の原油価格の高騰などにより将来の景気判断を見通すことの出来ない難しい局面を迎えておりますが、特に、寒冷地である道内の中小企業者においては、これらの影響をまともに受けて、長引く景気の低迷とも重なり非常に厳しい状況が続いております。

当町においても、これらの情勢に影響とする個人消費の低下と、消費者ニーズの多様化に伴う北斗・函館地区大型店への消費流失に一層の拍車がかかり、ますます厳しい経営環境が続いていることから、今後も商工関係団体と連携した振興策の対応に努めてまいります。

近年の観光ニーズに対応するため、地域全体で観光客を受入れる体制整備として、商工関係団体と連携し、宿泊施設や飲食店における地域食材の提供による他地域との差別化に取り組んでま

います。

また、商工会並びに観光協会においては、町内施設を案内するボランティア説明員養成事業の推進に取り組んでいるほか、千軒地区では「殿様街道・千軒そば」を核とした福島町千軒地域活性化実行委員会などの民間団体の活動も、知名度が高まり定着化してきております。

今後は、こうした各団体等と連携した体験型観光事業の推進に努めるとともに、地域経済の活性化を積極的に進めてまいります。

横綱の里づくりの中心となるイベントとして、「北海道女だけの相撲大会」、「千代の富士杯争奪相撲大会」を各関係団体の協力により開催するとともに、今年度も九重部屋力士の夏合宿を招致し、力士との交流をツアーメニューとした観光客の誘致活動を展開しながら、より一層の「横綱の里・ふくしま」のPRに努めてまいります。

また、開館以来11年を経過し、更新時期を迎えている「横綱記念館」の大型映像システムについて、維持管理費を必要最小限に抑える形態の整備計画を検討してまいります。

青函トンネル記念館につきましては、青函トンネル開業20周年を迎えたことから、工事に携わってきた関係機関等と連携した事業を推進し、PR活動を積極的に進めてまいります。

季節労働者対策としては、渡島西部通年雇用促進支援協議会を設立し、地域が連携した通年雇用化の活動を促進してまいります。

また、従前から実施している「就労前健康診断・各種講習会」などの事業対応と合わせ、町職業援護相談所の組織強化と「ハローワーク函館」を通した求人情報の周知啓発に努めるとともに、現在、町において実施している雇用保険認定取次事務が、国の方針としては廃止の方向にありますが、町内受給者の利便を図るため、本年度以降も引き続き実施がなされるよう関係機関に強く要望してまいります。

## 6 産業活性化への支援について

町内産業の育成強化と地域経済の発展を図るため、技術取得等派遣研修や、先進地視察及び地場産業製品の普及・消費拡大並びに新製品の開発など、産業振興施策の支援に努めてまいります。

### 《社会福祉の推進》

少子高齢化や核家族化が急激に進展する中で、家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住

民相互の社会的なつながりが薄れてきている状況にある中、近年の深刻な経済不況がこれに追い打ちをかけ、高齢者、障がい者などの生活支援を要する人々の環境は、一層厳しいものとなっています。

このため、子どもからお年寄り、障がいのある方など、だれもが住み慣れた地域で生涯を安心・安全に暮らすことが出来るよう、福祉行政を担う行政の役割は極めて重要となっており、加えて地域住民の自主的な助け合いなどが大切になってきております。

こうしたことから、家庭や地域及び関係団体と綿密な連携を深め、子どもから高齢者まで全ての町民が安心して暮らせるよう“健康と福祉”による“まちづくり”の環境整備を進めるとともに、地域全体で高齢者等を支える相互扶助機能の向上に努めてまいります。

人口が年々減少していく中で、少子化は特に深刻な問題となっており、町の将来を揺るがす重要な課題となっていることから、町全体の問題として町民とともに知恵を出し合って取り組む必要があります。

しかし、自立プランを進める現在、即効性のある対策は困難な状況にあることから、多くの町民の方々の意見に耳を傾け、長期的な視点に立ったソフト事業の充実を図りながら、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに努めてまいります。

子育て支援対策としては、多様化する保育ニーズに柔軟かつ迅速に対応するとともに、専門的な運動指導士による「運動保育」の充実を図ることで、幼児期から運動の楽しさを知ってもらい、子どもたちの健やかな成長を育んでまいります。

昨年からはスタートした学童保育は2年目を迎えますが、本年度は、地域のボランティアの方々の協力により、昔から地域に根ざした遊びなどを体験することで、豊かな個性と生きる力を育むとともに、今後も保護者の方が安心して働くことができる保育体制の充実に努めてまいります。

障害者福祉につきましては、昨年、障がい者が地域で暮せることを目的に障害者自立支援法が改正されましたが、今年7月に利用者負担の軽減を目的とした改正を再度行うこととされており、町においても障がい者や家族の不安解消に向けて、適切な相談及び指導を行うなど、支援体制の充実に努めてまいります。

町では、障がい者を育てる保護者が気軽に利用できる交流の場を整備し、障がいを抱える保護者の育児不安の軽減を図るため、保育所等に障がい児童用の遊具を整備することとしております。

国民年金制度がその役割を果たしていくためには、若年者の制度に対する意識の高揚が不可欠であり、広報等により「国民皆年金」の普及啓発をさらに進めてまいります。

一方、大きな社会問題となっております社会保険庁における年金納付記録漏れについては、未だ解決の目途も立っていない状況にありますが、当町で徴収委託を受けていた当時の国民年金

記録台帳関係につきましては、町民及び以前当町に住所を有していた方が第3者委員会へ申し出を行う場合、年金記録の確認をできる体制となっております。

また、町内で開催の社会保険事務所による定期的な年金相談には、多くの方が相談に訪れており、本年度も引き続き実施されるよう関係機関に要望してまいります。

## 《生活環境の整備》

### 1 交通体系の整備について

新幹線の新函館駅開業に向けた建設工事の進捗とともに、将来の交流人口の拡大や広域観光の推進など、圏域の国道を中心とした渡島西部、南檜山の地域連携によるシーニックバイウェイ指定への取り組みが続く中、国道228号線は、当町にとって物流や医療、通勤、通学など日常生活の根幹に関わる社会インフラであることから、台風や高潮による自然災害の防除対策や交通安全対策としての登坂車線の設置などさらに安全性や利便性が向上するよう北海道開発局などの関係機関への協力を要請してまいります。

道道の整備については、岩部渡島福島停車場線への落石や斜面の崩落を防止するため、塩釜から岩部間の災害防除関連や、老朽化により護岸擁壁への亀裂が見える塩釜地区における二次改良工事など、地域道路の保全対策を含めた道道整備の推進を要望してまいります。

町道の整備については、本年度も引き続き公営住宅線の舗装補修工事を実施するとともに、各路線の維持補修に努めてまいります。

### 2 住環境の整備について

福島川改修事業につきましては、函館開発建設部において吉田橋架換工事に伴う橋梁の予備設計を終え、実施設計に向けて協議中とのことであります。

また、河川改修事業関係につきましても、函館土木現業所が吉田橋架換工事に係る用地確定測量及び町道みどり町線の現況調査を実施中であり、用地及び補償物件が確定次第、北海道から町が用地補償事務を受託して進めてまいります。今後も早期事業実施に向け各関係機関と協議を重ねてまいります。

なお、町内の中小河川については、今年度は緊急性の高い塩釜地区の釜谷川及び月見川の改修

工事を実施いたします。

急傾斜地崩壊防止対策は、昨年度に引き続き豊浜地区の延長工事が予定されております

町営住宅の整備については、丸山団地町営住宅建替事業として、既存住宅2棟8戸の解体及び団地内小公園の整備を実施いたします。

また、維持補修につきましても、三岳改良住宅3棟の屋根塗装工事等を実施するとともに、既存住宅の適切な維持管理に努めてまいります。

### 3. 地上デジタル放送への対応について

道内におけるテレビ放送の地上デジタル化は、平成18年6月から札幌市、昨年10月からは函館、旭川、釧路などの道内主要都市でも既に開始されております。

当町の場合、千軒中継局はNHK・民間放送事業者とも平成21年度に整備することが決定しており、白符中継局についても平成21年度に整備することでNHK及び民間放送事業者において検討が進められております。

こうしたことから、町としても民間放送事業者に対し、全町一斉の開局が可能となるよう要請するとともに、町民並びに地域の共聴組合に対してもデジタル放送に関する情報の提供に努めてまいります。

### 4 健康づくり及び環境衛生対策について

健康は、町民一人ひとりが心豊かに、いきいきとした毎日を送るための大切な要素であり、生涯にわたって自立して住み慣れたふるさとで暮らすために、健康づくりは大変重要であります。一方、高齢化の進行による医療費の増大は、町財政における重要課題となっております。

こうした背景から、健康づくり推進計画策定会議において策定の「福島町健康づくり推進計画」に基づき、健康づくりの実践者は町民一人ひとりであることを踏まえ、多くの町民の声を計画に反映させ、町民が自ら行うべきこと、地域みんなですべきこと、行政全体が担うべきことを、町民と協働で具体的な行動計画を作成してまいります。

昨年、北海道から認定を受けた「すこやかロード」やウォーキングマップを活用し、どこでも誰でも気軽にできる健康ウォーキングなどの健康運動を積極的に推進することで、町民の生活習慣病の改善に努めてまいります。

また、地元医歯会などの関係団体と連携を図りながら、健康フェスティバルなどのイベントを

通じて、町民の健康増進に対する意識の高揚に努めてまいります。

本年度から新たな健診制度がはじまり、40歳以上の方を対象とした健診が特定健診及び特定保健指導へと移行することとなり、従前の健診の方法に比べて仕組みが複雑になることから、広報紙などを通じて町民への周知を図ってまいります。

町内における“がん”の死亡率は第1位で年々増加傾向にあり、特に男性の胃がんによる死亡率は全道平均を大きく上回っていることから、がんの早期発見、早期治療に向け、胃がん、肺がん、乳がんなどの受診率の向上に努めてまいります。

また、肺炎の死亡率は町内の死亡原因の第3位となっており、特に高齢者の死亡率が高いことから、できるだけ多くの高齢者が肺炎球菌ワクチンを接種されるよう普及啓発の徹底を図ってまいります。

母子保健の充実と少子化対策の一環として、母体や胎児の安全な健康管理を図るため、妊婦の健康診査にかかる公費負担の回数の拡充を図り、出産にかかる経費の不安解消に努めてまいります。

「吉岡温泉ゆとらぎ館」については、3月1日にリニューアルオープンし、多くの方が健康づくりに活用しております。今後も町内の文化団体などの協力を得ながら利用者に親しんでもらえるサービスの向上に努め、利用の促進を図ってまいります。

一般廃棄物の処理は、リサイクルプラザや広域連合の可燃ごみ処理施設が整備され、処理体制の充実が図られておりますが、ごみ処理には毎年多額の一般財源が使われていることから、本年度もごみ減量化対策の方策として、堆肥化容器等の購入助成や集団での資源ごみ回収、古着等のリサイクル推進等をごみ減量化推進員、町民と協働で推進してまいります。

また、依然として後を絶たないごみの不法投棄防止対策としては、環境監視員等の巡回強化などを図るとともに、不法投棄は生活環境の悪化も招く犯罪であり、罰則についても厳しい内容となっていることから、不法投棄発見には警察通報等で厳しく対応してまいります。

## 5 火葬場の整備について

現在の火葬場は昭和48年に建設され、施設稼動以来34年が経過しており、建物及び火葬炉設備に老朽化がみられ整備が急務となっております。

火葬場の建設にあたっては、北海道都市計画審議会による都市計画決定が必要なことから、今年度は実施設計を行い、施設の規模等も含み、次年度建設に向けて協議をしてまいります。

## 6 交通安全・防災対策について

昨年は、北海道としても、3年連続で交通事故死全国ワーストワンを返上したところであり、当町においても、平成18年10月18日から交通事故死ゼロを更新中ですが、昨年8月25日に車輛の単独事故が発生し、運転していた方が翌日に亡くられるという誠に残念な結果となりました。

統計上は、事故の発生から24時間以上経過して死亡した場合、交通事故死者としてカウントされませんが、交通事故により尊い命が失われたことは事実であります。今後は、このような悲惨な交通事故のない、安全・安心な交通社会の実現に向けて、なお一層、関係機関と協力しながら町民総ぐるみで交通安全運動を展開してまいります。

防災対策については、毎年沿岸部の町内会を対象として、地震による津波災害を想定した避難・炊出し訓練を実施しておりますが、本年度も引き続き関係町内会と協議をしながら、避難訓練を実施してまいります。

また、昨年度は、各地域の避難場所を回覧により周知しておりますが、地域住民の高齢化は、災害発生時の迅速な避難活動に不安を残すところであり、関係機関や地域住民と連携を図りながら「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」を目指して、災害発生時に迅速に避難対応できるような体制整備の推進に努めてまいります。

### 《友好町村との交流について》

友好町としての木曾町、松浦市との生徒交流については、参加する生徒や引率人数を縮小しながらも継続することとしており、当面、現在の交流を大切にしていこうとし、今後の対応等については必要に応じて3市町で協議してまいります。

### 《情報公開・電子自治体の推進》

#### 1 情報公開等の推進について

町民への情報提供を進め情報の共有化を図ることは、行政の透明性を高めるとともに、町民の町政への参画意識を醸成するなど行政と町民の協働を進めるためにも重要であり、「まちづくり基本条例」の調査、検討の過程においても検討項目として協議がなされているところです。

このことから、今後も各種審議会の会議録や施策等の情報について、町広報やホームページ等を通じて町民への情報提供に努めてまいります。

## 2 電子自治体構想の推進について

昨年、「福島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」が施行され、申請、届出などの行政手続がこれまでの書面に加えて、インターネットで電子申請により行うことが可能となっていることから、町民にとってさらに使いやすいものとなるよう、引き続き、当町も参画している全道規模の「北海道電子自治体共同運営協議会」において、利便性の高い高品質なシステムの構築に努めてまいります。

## 3 LGWAN提供設備の更新について

現在、都道府県や市町村の間で交わされる電子メールの全ては、専用回線でセキュリティが確保された環境でサービスを提供する、総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用したものとなっております。

当町も平成15年10月から当該ネットワークに参加しておりますが、北海道やシステムサポートの契約先等から、平成21年3月末を以ってLGWAN提供設備のサポートが切れる旨の通知があり、全国的にも大多数の市町村において機器更新の必要があるとされております。

このことから、全道的に北海道電子自治体共同運営協議会による共同調達等のコスト削減が検討されており、業務に支障が及ぶ事のないようLGWAN提供設備の更新について、総合開発審議会及び自立プラン推進委員会にも諮りながら、議会とも協議のうえ、今後、補正予算の提案をしてまいります。

## 《特別会計》

### 1 老人保健特別会計について

平成20年4月より、これまでの老人保健制度から新たに独立した医療制度である「後期高齢者医療制度」に移行され、制度運営も北海道の全市町村が加入する広域連合で実施されることとなりました。

これにより、本年度の老人保健特別会計の予算は、医療費等の診療月と請求月の関係から1カ月分の医療給付費等を予算計上しております。

なお当会計は、平成20年4月以降の老人保健制度における医療費等遡及請求に対応するため、平成22年度まで継続設定されることとなります。

## 2 国民健康保険特別会計について

近年の国民健康保険の財政状況は、老人医療費拠出金の高額負担や介護保険制度による給付費の伸びに伴う介護納付金の負担増などが毎年ある一方、被保険者の所得に伸びが見られないことから、国民健康保険税の賦課総額は減少傾向にあり、大変厳しい財政状況が続いております。

このため、医療費の適正化推進が課題となり、一昨年から生活習慣病の一次予防を中心とした「国保ヘルスアップ事業」を地元医歯会の連携と協力を得た中で、実施してまいりました。

また、本年度からは医療制度改革により、今まで町で実施しておりました「健診」及び「保健指導」が、国保などの医療保険者において「特定健診」・「特定保健指導」として実施することが義務づけられたことから、町民の皆様は、加入している健康保険での健診・指導を受けることとなります。

なお、健診受診率の低下及びメタボリックシンドロームの改善傾向にない保険者については、後期高齢者支援金の負担増を求められる大変厳しい制度改革となっていることから、健診受診率の向上と保健師・栄養士による保健指導を徹底し、将来的な医療費の抑制に努めてまいります。

国民健康保険税については、税負担の公平性を保つため長期にわたる滞納者には厳しい対応を講じるとともに、納税相談などを行い収納率の向上に努めてまいります。

さらに、後期高齢者医療制度の発足に伴い、国からは国保税の新たな課税方式が示され、算定方式も現在の基礎医療分と介護納付金分の2方式から後期高齢者支援金分が加わった3方式となることから、当町におきましても国民健康保険税条例の一部改正を行い、財政運営の一層の健全化に努めてまいります。

## 3 介護保険特別会計について

本年度は、予防介護を柱として平成18年度にスタートした「第3期介護保険事業計画」の最終年度にあたることから、引き続き適正な介護サービスの維持に努めるとともに、介護保健事業の安定的な運営の確保に努めてまいります。

また、本年中に「第4期介護保険事業計画」の策定に向けた見直し作業に着手してまいります。作業にあたりましては介護ニーズや保険給付状況を的確に把握し、地元医歯会や関係機関と

連携を図りながら、介護予防をさらに充実することで、現行の保険料の料金体系の維持に努めてまいります。

高齢者が生きがいを感じ、いきいきとした生活を送ることが出来るよう、地域支援事業として各地区において「ふれあい教室」などを開催し、高齢者が住み慣れた地域において介護サービスを利用することのない「自立した生活」を目指し、地域と連携を図りながら今後も介護予防を積極的に推進してまいります。

地域包括支援センターにおいては、地域に暮らす高齢者を総合的に支えるため、事業者などと連携を図りながら介護サービスの適正水準の維持と公平性の確保に努めてまいります。

## 4 後期高齢者医療特別会計について

老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、国民皆保険を維持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、高齢化社会に対応した仕組みとして、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい独立した医療制度として、本年4月から新たに後期高齢者医療制度が始まります。この後期高齢者医療制度の運営は、都道府県ごとに全ての市町村が加入する広域連合が行い、北海道では平成19年3月1日に、道内全180市町村が加入する特別地方公共団体として北海道後期高齢者医療広域連合が設立されました。

この制度実施に伴い、各市町村の役割分担としては、保険料の徴収、各種申請や届出の受付、被保険者証の引渡しなど、被保険者に身近な窓口業務を行うこととなるため、福島町後期高齢者医療特別会計を加える特別会計条例の一部改正と福島町後期高齢者医療に関する条例の制定を行います。

後期高齢者の医療費は、患者の自己負担を除き、国や道、市町村からの公費（約5割）、現役世代の医療保険からの支援金（約4割）、後期高齢者の保険料（1割）を財源としており、保険料は、被保険者一人ひとりが負担能力に応じて公平に支払うこととなっております。

また、保険料を算出する保険料率は、基本的に道内均一で広域連合が設定して2年ごとに見直しを行うこととしており、被保険者全員が負担する「被保険者均等割額43,143円」と所得に応じて負担する「所得割額9.63%」で構成され、低所得者などについては、国民健康保険同様の軽減（7割・5割・2割）措置が設けられます。

75歳（一定の障がいのある場合は65歳）以上の方は、現在、国民健康保険や被用者保険（社会保険等）などの医療保険に加入しながら、老人保健制度で医療を受けておりますが、20年4月からはそれらを脱退し、新たな後期高齢者医療制度に移行することとなりますので、高齢者等に内容を十分に周知しながら、制度の発足に努めてまいります。

## 5 水道事業会計について

町民の日常生活に必要不可欠な水道水を安全確実に供給するため、適切な維持管理を行うとともに、水道管路の整備を計画的に進めながら経営の健全化に努めてまいります。

本年度の建設改良事業は、千軒地区減圧弁等取替工事及び三岳ポンプ室2号送水ポンプ取替工事のほか、例年実施しているメーター器の取替工事等を実施してまいります。さらに、日向地区石綿セメント管の更新を函館開発建設部との協議が整い次第、補正計上のうえ実施してまいります。

庁舎監視盤については、昭和55年に設置してから28年が経過し、誤作動が多発する状況にあることから、本年度中にシステムの更新を検討してまいります。

各会計の歳入歳出予算額は、

一 般 会 計	29億3,640万9千円	
老 人 保 健 特 別 会 計	7,981万0千円	
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	9億0,197万1千円	
介 護 保 険 特 別 会 計	3億9,932万6千円	
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	5,810万4千円	
水 道 事 業 会 計	1億2,324万3千円	
計	44億9,886万3千円	となります。

以上をもって町政執行に関する所信を含め、基本方針の説明といたします。

なお、詳細につきましては、今後の審議において明らかにしてまいります。

## 平成20年度教育行政執行方針

平成20年度福島町教育行政執行方針の概要について申し述べ、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

今日の教育環境は、激しい時代の流れの中で、新しい時代に対応した教育改革が推し進められており、教育再生会議等の提言により学校教育法をはじめとした教育3法が改正されるなど、我が国の義務教育は大きな転換期を迎えようとしております。

このような動向を見据えた上で、町民憲章の理念と福島町教育目標に基づく「学校・家庭・地域の連携による次代のふるさとを築く子ども達の育成」をはじめとした、教育・文化・スポーツ活動等を推進しておりますが、より一層、時代の変化に対応し、町民ニーズに即した教育活動を展開してまいります。

### 《学校教育の充実》

学校教育の基本的な学習指導要領に基づき、子ども達の発育段階に応じた知育・徳育・体育・食育のバランスがとれた「生きる力」の育成を一層大切にした教育を行うとともに、保護者や学校評議員を含む地域住民の意見も参考にしながら、学校教育のさらなる充実に努めてまいります。

また、子ども達一人ひとりが社会の変化にたくましく順応し、社会に役立つ人間として自立できるよう、職場体験など新たな視点での創意工夫を取り入れた学習環境の整備を推し進めるとともに、各種学校行事・教育課程に地域住民の知識や当町の恵まれた自然環境を積極的に活用し、「命の大切さ」や「確かな学力」「豊かな心」「健やかでたくましい心身」を育む特色ある学校づくりを目指してまいります。

昨年に引き続き実施される「全国学力・学習状況調査」に町内の全ての小中学校が参加し、子どもの学力や学習状況をよりの確に把握・分析することで、個々に応じた学習指導や教職員の指導改善のために、調査結果を最大限に活用してまいります。

さらに、学校・家庭・地域並びに関係機関等との連携を密にしながら、いじめや非行及び事件・事故等の未然防止に万全を期してまいります。

## 1 学校等の再編及び教育環境の整備について

吉岡幼稚園は、関係者の協力により昨年策定した「福島町における幼児教育のあり方について」を基本にしながら、引き続き、園児数などの適正な運営のあり方について保護者と協議を重ね、本年度中に結論が得られるよう努力をしております。

吉岡中学校につきましては、福島中学校との統合に向けた協議を進めるとともに、保護者と吉岡小学校の移転なども含めた合同の話し合いを行い、本年度中に結論を得るべく対応に努めてまいります。

なお、創立125年の白符小学校が、児童数の減少に伴い、平成19年度をもって閉校することとなりますが、4月から福島小学校へ通学する児童の対応について万全を期しております。

また、老朽化が激しい教育施設については、福島町総合開発計画及び自立プランとの整合性を考慮しながら、計画的に環境整備を図っております。

## 2 情報・英語教育の推進について

I T時代にふさわしい人材の育成を目指して、子ども達の創造性と情報化時代に対応した情報教育の推進を図っております。

また、子ども達の国際的感覚を高めるために、語学指導を行う外国人青年招致事業（J E T）による英語指導助手（A E T）を、現在、配置しておりますが、本年7月で3年間の任期満了となることから、子ども達の英語力向上等のために新たな配置に向けた準備を進めてまいります。

## 3 友好市町との学習交流について

長崎県松浦市（旧福島町）、長野県木曾町（旧木曾福島町）との生徒による学習交流は、派遣生徒等の規模を縮小し隔年実施することとしておりますが、今後における交流のあり方等について、引き続き友好市町と協議をしております。

## 4 奨学資金の活用について

経済的な理由により、高校・短大・大学等の進学が困難な方に対する町の奨学資金貸付制度の活用を推進しております。

また、「花田俊勝奨学金基金」や「小笠原実奨学金基金」の活用など、各種貸付制度の活用周知

に一層努めてまいります。

## 5 高等学校の存続について

道立福島商業高等学校は、昨年9月に決定された平成20年度から3ヵ年の北海道公立高等学校適正配置計画のなかで、函館商業高等学校をセンター校とした地域キャンパス校として、当面、現在校のままで存続されることとなりましたが、引き続き、生徒の確保をはじめとする存続に向けた取り組みを存続検討委員会等と協議してまいります。

## 6 学校給食の充実について

学校給食は、日常生活における正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成、食事を通じた好ましい人間関係を育てる場として大きな役割を担っていることから、食育の大切さを学習に取り入れ、地産地消を図りながら、安心・安全・安価で栄養のバランスのとれた、よりおいしい給食を提供するとともに、学校における食に関する指導の充実に努めてまいります。

また、老朽化が著しい給食センターにつきましては、児童生徒数や学校の再編と併せ、建設に向けた準備を進めてまいります。

## 《生涯学習・社会教育の推進》

生涯学習では、成長の段階に応じた自然体験や社会体験、文化、伝統などに関わりながら、生命を大切にし、他人を思いやる心、美しいものに感動する心、公平さを重んじる心など、社会生活を営むうえで必要なことを学び続けることが重要です。

このため、第4次福島町社会教育中期計画などに基づき、学習機会の拡充や情報提供など、生涯学習の環境整備を図りながら、社会教育活動の推進に努めてまいります。

## 1 生涯学習の推進について

幼児・学童期から高齢者までの各階層における学習ニーズに対応するため、地域の特徴を活かした各種教室や異世代間交流などの事業展開を図るとともに、各種社会教育団体に対する活動奨

励、組織強化に向けた助言・支援を行いながら、連携協力した生涯学習の推進に努めてまいります。

また、芸術鑑賞や町民文化祭などを開催し、広く町民が芸術文化活動に触れることのできる機会を提供することで、生涯学習環境の充実を図るとともに、文化財などの保存伝承をはじめとした保護と活用を図ってまいります。

旧白符小学校の校舎については、郷土資料展示室や学校教材として子どもから高齢者までの集いなどのほか、各種団体等の利活用に努めてまいります。

スポーツの振興充実に向けては、総合体育館や町民プール、パークゴルフ場など活動拠点施設の適正な管理運営に努めてまいります。

また、町民が健康で活力ある生活を持続するために、各自の体力や能力にあったスポーツを楽しむことで、心の交流も深められるようなスポーツの定着と普及拡大を図るとともに、体育指導委員をはじめとした関係団体と連携を密にしながら、幅広く生涯スポーツの振興充実に取り組んでまいります。

## 2 図書のア読利用等について

乳幼児と保護者が絵本を通して触れ合い、学び合う「ブックスタート事業」をボランティアグループの協力のもとに継続実施し、家庭教育活動や子育てネットワークづくりを推進してまいります。

図書移動バス事業は、本年度も継続して福島・吉岡地区で子ども達に直接貸し出しを行ってまいります。

また、図書室の利用者も年々増加しており、ボランティアによる読み聞かせを展開するなど読書活動の普及啓発に努めるとともに、あらゆる年齢層に親しまれるような図書の整備に配慮してまいります。

さらに、学校図書との連携を図り、学校にとって「役立つ図書室」となるよう、本と触れ合うことの楽しさ大切さを啓蒙してまいります。

以上、平成20年度福島町教育行政執行方針といたします。